

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他
法の運用に関し必要な事項について（第 1 次答申）

[1,1-ジクロロエチレン]

平成 26 年 7 月
中央環境審議会

目 次

I はじめに	・・・ 1
1. 土壌汚染対策法の概要	
2. 汚染状態に係る基準について	
3. 本検討の背景	
II 1,1-ジクロロエチレンによる土壌汚染に対する対策の実施状況	・・・ 3
1. これまでの要措置区域等の指定の考え方	
2. 土壌汚染対策法に基づく施行状況及び土壌汚染調査に関する調査結果と 区域指定の状況について	
III 1,1-ジクロロエチレンに係る土壌環境基準の見直し及び土壌汚染対策法に基づく汚 染状態に関する基準の見直し等の検討について	・・・ 5
1. 土壌環境基準の見直しの経緯	
2. 1,1-ジクロロエチレンの土壌環境基準の見直しに伴う法の汚染状態に係る基準等 の見直しについて	
3. 汚染状態に係る基準の見直しに伴う法制度の運用に関する検討事項	
IV 1,1-ジクロロエチレンに関する土壌汚染対策法の特定有害物質による汚染状態に係 る基準等の見直しについて	・・・ 7
1. 土壌溶出量基準	
2. 地下水基準	
3. 第二溶出量基準	
4. 土壌ガス調査における定量下限値	
V 1,1-ジクロロエチレンに関する土壌汚染対策法の特定有害物質による汚染状態に係 る基準の見直し等に伴う同法の制度・運用の課題と対応について	・・・ 8
1. 基準見直し時に要措置区域等の指定を受けている土地の取扱い	
2. 基準見直し前に調査義務が生じ又は調査命令が発出され、土壌汚染状況調査結果 を報告する前の土地（土壌汚染状況調査の過程で基準が見直された土地）の取扱 い	
VI おわりに	・・・ 26
別紙 1,1-ジクロロエチレンの情報	・・・ 27
〔参考〕中央環境審議会土壌農薬部会委員名簿	・・・ 30
中央環境審議会土壌制度専門委員会委員名簿	・・・ 31

I はじめに

1. 土壤汚染対策法の概要

土壤汚染の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害を防止することを目的に平成14年に土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）が制定された。

法では、土壤汚染の状況を的確に把握するため、有害物質の製造、使用又は処理をする施設であって、使用が廃止されたものに係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、その土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を都道府県知事又は政令市の長（以下「都道府県知事」という。）に報告すべきものとしている。また、都道府県知事は、一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質変更の届出の際に土壤汚染のおそれがあると認めるとき、又は、土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、その土地の土壤汚染の状況について、その土地の所有者等に対し、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができることとしている。

なお、法に基づく調査（以下「土壤汚染状況調査」という。）の結果、当該土地の土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）で定める基準（規則別表第3及び第4。以下「汚染の状態に係る基準」という。）に適合しないと判断され、かつ、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当する土地であると都道府県知事が認める場合、当該土地の区域は、当該土壤汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）として指定される。また、汚染状態に係る基準に適合しないと判断され、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない土地の区域は、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）に指定される。

これら、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壤を当該要措置区域等外へ搬出する際には事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理の委託義務に違反した場合の措置命令などの規制がかけられている。

また、土壤汚染状況調査の契機に基づいたものではないが、土地の所有者等が土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、その汚染状態が、汚染状態に係る基準に適合しないと認められるときは、当該土地の区域について要措置区域等に指定することを申請することができることとされている。

2. 汚染状態に係る基準について

土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第306号。以下「令」という。）で定めるもの（以下「特定有害物質」という。）は、現在25物質が指定されている。これら特定有害物質による土壤の汚染状態に係る基準として、①土壤に含まれる有害物質を地下水経由で摂取するリスクの観点からの土壤汚染に係るものとして特定有害物質の検液への溶出量による基準（以下「土壤溶出量基準」という。）が規則別表第3に、②有害物質を含む土壤を直接摂取するリスクの観点からの土壤汚染に係るものとして特定有害物質の含有量による基準（以下「土壤含有量基準」という。）が、規則別表第4に定められており、要措置区域等の指定の要否を判断する基準である。

このうち土壤溶出量基準は、法の対象となるすべての特定有害物質（25物質）について設定されており、土壤含有量基準については、人が直接摂取する可能性のある表層土壤中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等（9物質）について設定されている。

また、各種特定有害物質について、土壤汚染に起因した地下水の水質汚濁に係る基準（以下「地下水基準」という。）や、汚染の除去等の措置を選択する際に使用する指標として、「第二溶出量基準」が規則に定められている。

3. 本検討の背景

平成21年11月30日、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの4項目について、また、平成23年10月27日にカドミウムについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の項目の追加及び基準値の変更が行われた。（平成23年4月1日にはトリクロロエチレンに係る水道水質基準の基準値の変更が行われた。）

平成25年10月7日、環境大臣から中央環境審議会に対して、これら6物質に係る「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」

（諮問第362号）諮問がなされ、土壤環境基準小委員会、土壤制度専門委員会の審議体制が整備され、同年12月26日に開催された中環審土壤農薬部会土壤環境基準小委員会において、1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準の見直しについて審議が行われ、第1次答申がとりまとめられ、これに基づき平成26年3月20日に1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準が見直された。

本報告は、1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準見直しに伴う土壤汚染対策法の制度・運用について検討を行い、とりまとめたものである。